

第3号議案

学校教職員人事異動等方針の改正について

学校教職員人事異動等方針を改正する。

令和7年9月1日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

教育課題が多様化・複雑化している現状を踏まえ、実行力を持った組織マネジメント力等を有する者を管理職等に登用することが必要であるところ、このことを学校教職員人事異動等方針上も明確にするなどの改正を行うもの。

2 主な改正内容

異動における重点事項について、以下のとおり改正するもの。

- (1) 組織マネジメント力等を有する人物の登用方針を明確にするため、「組織的な体制づくりを推進し、実行力を伴った組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ登用する。管理職等の登用に当たっては、女性教職員や若手教職員を含め積極的な登用に努める。」を追加。
- (2) 多くの教育職員が特別支援教育に関する経験が可能となるよう、「特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を図る。」を追加。
- (3) 東日本大震災の被災地域における教職員体制の充実強化に関し、東日本大震災からの復興状況を踏まえて文言修正。

学校教職員人事異動等方針

市町村立学校・県立学校教職員人事異動等実施要領

宮城県教育委員会

学校教職員人事異動等方針

I 本県教育の充実向上並びに教職員の資質向上を図るため、本県の実態を踏まえ、長期的展望及び全県的視野に立って適材を適所に配置するよう学校教職員の異動を行う。

II 異動は、次の諸点に重点を置いて行う。

- 1 有為な人材の登用を図る。特に相当期間、へき地教育、特別支援教育又は複数の教育事務所管内勤務等の経験を有する成績優秀な者については考慮する。
- 2 組織的な体制づくりを推進し、実行力を伴った組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ登用する。管理職等の登用に当たっては、女性教職員や若手教職員を含め積極的な登用に努める。
- 3 広域にわたる地域間異動（教育事務所間、市町村間、へき地指定地域との間における異動）や校種間異動（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校間の異動）を図る。
- 4 特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を図る。
- 5 各学校及びその地域の実情を考慮して職員構成の適正化を図る。
- 6 同一校在任期間の長い者については、積極的に異動を行う。
- 7 へき地指定学校教職員及び特別支援教育担当教職員の充実強化に努める。
- 8 東日本大震災の被災地域にある学校の教職員体制の充実強化に努める。

III 異動は、市町村教育委員会、県立学校長との密接な連携のもとに行う。

IV 再任用については、教職員が長年培ってきた経験、知識及び技能を活用すべく、適切に配置することを旨とし、再任用に関する実施要領については、教育長がこれを別に定める。

V 学校種別ごとの人事異動に関する実施要領については、教育長がこれを別に定める。

VI この方針は、令和8年度（令和7年度末を含む。）における異動から適用するものとする。

第4号議案

idealスクールにおける入学者選抜制度について、別紙のとおり定める。

令和7年9月1日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

(別紙)

idealスクールにおける入試制度について

1 概要

- 共通選抜と特色選抜の2通りの方法で選抜する現行制度のうち、特色選抜に替えてideal選抜を実施する。
- 選抜においては、すべての受験者について、ideal選抜及び共通選抜の対象として選抜する。
 なお、ideal選抜では、A方式、B方式及びC方式の3つの方式で選抜を行う。

《idealスクールにおける2つの選抜》

ideal選抜	<p>A、B、Cの3つの方式により行う選抜。</p> <p>A方式：面接の結果を重視する方式</p> <p>B方式：調査書・面接の結果を重視する方式</p> <p>C方式：学力検査・面接の結果を重視する方式</p>
共通選抜	<p>学力検査・調査書に基づいて行う選抜。</p>

※ 出願資格、出願制限、出願期間、学力検査日、追試験、合格発表等については、現行の入試制度と同様とする。

2 ideal選抜

(1) 学力検査点

学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点の合計点とする。

(2) 調査書点

調査書点は、調査書の各教科・各学年の評定を合計して算出する。

(3) 面接点

- 面接の形式は、個人面接とする。
- 面接は、志願者が提出した志望理由書を参考に実施する。
- 当該高等学校で評価基準を定め、評価を行う。

(4) 選抜方法

- A方式、B方式、C方式の3方式によって選抜を行う。
- A方式は、面接の結果を重視して選抜する方式とする。
A方式においては、学力検査点及び調査書点を用いず、面接点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。
- B方式は、調査書点を重視して選抜する方式とする。
B方式においては、学力検査点を用いず、調査書点と面接の結果を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。
- C方式は、学力検査の結果を重視して選抜する方式とする。
C方式においては、調査書点を用いず、学力検査点と面接の結果を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

3 共通選抜

(1) 学力検査点

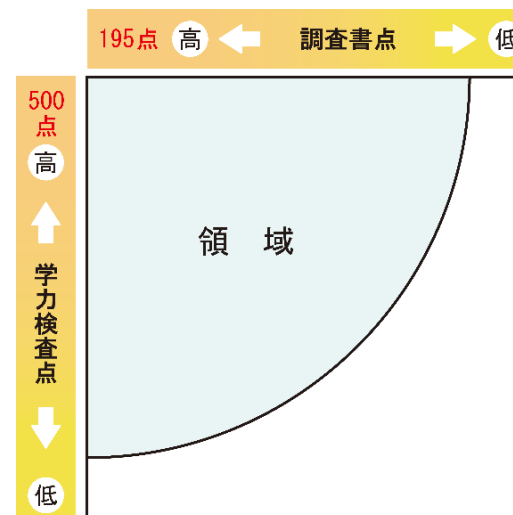
学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点の合計点とする。

(2) 調査書点

調査書点は、調査書の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の評定値を2倍にして、国語、数学、社会、英語及び理科の評定値と合計して算出する。

(3) 選抜方法

学力検査点と調査書点の相関図を基に、その両方の満点により近い者を上位として、上位の者から審査し、共通選抜の募集人数分を選抜する。



4 募集割合、選抜順序について

(1) 募集割合

- ideal選抜の募集割合は、募集定員の90%とする。
- 共通選抜の募集割合は、募集定員の10%とする。

(2) 選抜順序

- 選抜は、ideal選抜、共通選抜の順で行う。

《共通選抜、ideal選抜の概要一覧》

選抜順序		ideal選抜 → 共通選抜			
		学力検査点	調査書点	面接点	募集割合
ideal選抜	A方式	—	—	○	募集定員 の90%
	B方式	—	○	○	
	C方式	○	—	○	
共通選抜		○	○	—	募集定員 の10%

第6号議案

県立学校条例施行規則の一部改正について

県立学校条例施行規則(令和7年宮城県教育委員会規則第1号)の一部を改正する。

令和7年9月1日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正の理由

令和7年10月1日に収入証紙廃止に伴う改正県立学校条例が施行されることに伴い、収入証紙により手数料等を徴収している「入学者選抜手数料」、「入学金」について、キャッシュレス決済等による徴収方法を定めるための改正を行うもの。

2 改正内容

改正県立学校条例の施行により、収入証紙による手数料等の徴収は「知事が別に定める方法」に改められることから、証明手数料等の「徴収の特例」を定める本規則第2条第1項に「入学者選抜手数料」、「入学金」を追加し、「証明手数料」と同様にキャッシュレス決済等による徴収方法を定めるもの。

その他、所要の文言修正を行うもの。

3 施行日

令和7年10月1日

【参考】県立学校条例の一部改正

改正前

(授業料等の徴収方法)

第8条 授業料、受講料及び寄宿舎料の徴収は、知事の発行する納入通知書により、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料の徴収は、**県の発行する収入証紙**によるものとする。**ただし、知事が別に定める場合**にあつては、この限りでない。



改正後(令和7年10月1日施行)

(授業料等の徴収方法)

第8条 授業料、受講料及び寄宿舎料の徴収は、知事の発行する納入通知書により、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料の徴収は、**知事が別に定める方法**によるものとする。

「県の発行する収入証紙」を「知事が定める方法」に改め、**ただし書を削る。**

徴収方法のイメージ

	R7.2月	R7.9月	R7.10月	R8.3月
県全体の動向	→ 各種行政手続にキャッシュレス決済導入			
収入証紙	R7.9月販売終了		R8.3月使用終了	
県立学校条例 施行規則	第1号	納入済証 (自動券売機)	県庁又は合同庁舎等の 自動券売機(セルフレジ)で納入	
	第2号	納入通知書 による支払	納入通知書を郵送して 銀行等で納入	
	第3号	窓口決済 (決済端末) オンライン決済 (電子申請)	各校に設置されている 決済端末(ステラモバイル)で納入 電子申請(logoフォーム・ウェブ出願)の システム上で納入 【指定納付受託者とは】 クレジットカード・電子マネー・スマートフォンアプリ等のキャッシュ レス決済により納付する場合における決済(代行)事業者	
	→ 証明手数料 (R7.2月～)			
今回追加	→ 入学者選抜手数料 (R7.10月～)		→ 入学金 (R7.10月～)	

県立学校条例施行規則（令和7年宮城県教育委員会規則第1号） 新旧対照表

改正後	改正前	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県立学校条例（昭和39年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(徴収の特例)</p> <p>第2条 <u>入学者選拔手数料、入学金及び証明手数料の徴収に係る条例第8条の知事が別に定める方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>現金による方法</u></p> <p>(2) <u>知事の発行する納入通知書による方法</u></p> <p>(3) <u>指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県立学校条例（昭和39年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(徴収の特例)</p> <p>第2条 _____証明手数料の徴収に係る条例第8条<u>ただし書の別に定める場合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>現金により徴収する場合</u></p> <p>(2) <u>知事の発行する納入通知書により徴収する場合</u></p> <p>(3) <u>指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により徴収する場合</u></p>	<p>入学者選拔手数料及び入学金の徴収を加えるもの</p> <p>県立学校条例の一部改正に伴う文言の修正</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。